

随意契約理由書

件 名	令和5年度 海岸線 電車全般検査 列車無線装置等
契約の相手方	協和テクノロジズ（株）
根 拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第21条の14第1項2号に該当
随意契約の理由	
<p>電車は省令により定期検査を行う必要がある。</p> <p>その期間は、重要部検査は5年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は8年毎となっている。</p> <p>検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。</p> <p>本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。</p> <p>これらの諸条件を満たす業者は、列車無線装置の更新工事を行った上記業者だけである。</p>	
担 当 部 署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係(電話番号 078-652-7340)